

回覧

保育所などを利用する場合の手続きについて（ご案内）

平成27年度において、るすつ保育所並びに他の施設・事業の利用を希望される場合は、受付期間内に手続きされますようご案内いたします。

平成27年度より、子ども・子育て支援新制度が始まり、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うこととされました。

これにより、保育所入所等までの手続きは、下記の①から⑥までの手順となるところですが、るすつ保育所の利用を希望される場合は、事務が煩雑とならないように、①から③までの手続きを同時に行う(注)ことができるようにします。

関係の皆さまには、個別にご案内させていただきますが、念のため、町内会等を通じての回覧でも周知させていただきます。

記

【子ども・子育て支援新制度に伴う手続き】

- | | | | |
|---|-------------|-----------------------|-------|
| ① | [保護者]→[市町村] | 保育の必要性の認定の申請 | } (注) |
| ② | [市町村]→[保護者] | 保育の必要性の認定・認定書の交付 | |
| ③ | [保護者]→[市町村] | 保育利用希望の申込み(希望施設名等を記載) | |
| ④ | [市町村] | 利用調整 | |
| ⑤ | [市町村] | 利用可能な施設のあっせん・要請 | |
| ⑥ | [保護者] | 施設・事業者との契約 | |
- 公立保育所利用の場合は設置市町村と契約
→ 私立保育所利用の場合は、居住市町村と契約

- 1 受付期間 2月16日(月)から3月6日(金)まで (提出先の執務時間内をお願いします。)
* 2月10日(火)に申込関係書類等を郵送します。なお、現在るすつ保育所を利用されている方については、保育所から配付します。
* 関係書類が届かない場合には、るすつ保育所又は役場住民福祉課に請求をお願いします。
- 2 提出先 関係書類を次のどちらかに提出してください。
るすつ保育所 月～金の7:30～18:00、土の7:30～12:30
役場住民福祉課 月～金の8:45～17:30
- 3 その他 ご不明な点がございましたら、次にご照会ください。
るすつ保育所 電話 46-3253 担当：伊藤
役場住民福祉課 電話 46-3131 担当：松下

2月5日発 るすつ保育所、住民福祉課